

令和5年度 調布市立第二小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等	<p>・いじめ防止対策推進法 ・東京都いじめ防止対策推進条例 ・調布市子ども条例 ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針 ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等</p>	<p>目指す児童像</p> <table border="0"> <tr> <td>「かがやけ二小の子」</td><td>・かんがえる子 ・やさしい子（重点目標）</td><td>・がんばる子 ・けんこうな子</td></tr> </table>	「かがやけ二小の子」	・かんがえる子 ・やさしい子（重点目標）	・がんばる子 ・けんこうな子	<p>○目標策定の方針 児童の実態 明るく素直な児童が多い。友達や他学年ともすすんで関わり合いながら活動することができる。一方で友達との関わり方に課題のある児童もいる。</p> <p>○保護者・地域の願い 学校評議員や学校関係者委員会からの意見等 互いに助け合い、よりよい人間関係を気付ける学校であってほしい。</p> <p>○いじめや差別のない学校であってほしい。</p>						
「かがやけ二小の子」	・かんがえる子 ・やさしい子（重点目標）	・がんばる子 ・けんこうな子										
○教職員の指導力向上	<p>◎いじめに関する研修の実施 ・教職員構内研修を年3回実施する。 ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料を活用する。</p> <p>○学校の組織的対応 ①学校いじめ防止対策基本方針の策定 ②学校いじめ防止対策委員会の設置 ③全教職員による情報共有</p>	<p>いじめの未然防止・早期発見のために</p> <p>【いじめの未然防止】 ○学校いじめ防止対策基本方針の策定と学校いじめ防止対策委員会（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任）の設置 ○生活指導夕会（毎週火曜日）、生活保健部会（月1回）、生活指導全体会（年度当初・年度末）での児童についての情報共有 ○教職員の人の権感覚の向上 ○年度初めにいじめに対する認識の仕方の共通理解を図る（コロナ禍の状況にも対応していく） ○児童の心を受け止める感性をみがく ○相手に共感する児童の心を育てる ○みんなが協力して行う活動と体験の場を設ける ○家庭・地域社会に開かれた学校を目指す ○日頃から、児童とコミュニケーションを密に取り、児童にとって、何でも話せる、相談できる信頼関係を構築する ○学校において児童の行動や生活の様子を見守る際、いじめの発端を見抜き、いじめの早期発見・早期対応の視点をもつ ○スマートフォン、携帯電話によるいじめの未然防止を図るために外部機関を活用した情報モラル教育の推進 ○各学級、タブレットの扱い方や、情報リテラシーについて指導していく。 ○保護者に対して学校説明会、保護者会などでスマートフォン等を使用したSNSの利用の仕方のルールについて理解を図るよう働きかけをしていく ○人権週間に合わせて、代表委員会を中心とした「いじめ撲滅委員会」による啓発活動を実施する ○「いじめに関する授業」の実施 【早期発見・早期対応】 ○児童への日常的な声かけと様子観察 ○看護当番で休み時間の過ごし方を見守る ○ふれあい月間における児童へのアンケート調査を実施 ○第5学年児童のスクールカウンセラーによる全員面接の実施 ○「いじめ相談窓口」（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、専科教諭、養護教諭、スクールカウンセラー）の開設。学校便りやホームページで児童・保護者・地域へ周知する ○校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、専科教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、担任で、『学校いじめ防止対策委員会』を構成し、迅速な対応に当たる</p>	<p>○スクールカウンセラーとの連携 ・放課後や空き時間等を活用して、必要に応じて児童の実態及び人間関係等の情報の共有化を図る。</p> <p>・被害児童からの相談へのアプローチやケアの検討をする。</p> <p>・第5学年児童との全員面接の実施</p> <p>○保護者・地域との連携 ・学校便り等での情報の公開 ・保護者との連絡帳、電話、面談等での対応 ・スクールカウンセラーの紹介 ・家庭へ、調布市いじめ撲滅のためのリーフレット配布 ・児童館、学童クラブ、ユーフォーとの連携</p>									
具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）			*重大事態への対処									
生活指導主任会報告内容（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）			<p>●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順</p>  <ul style="list-style-type: none"> ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。 ②被害の児童への緊急避難措置の検討、実施 ③加害の児童への懲戒や出席停止の検討 ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催 									
生活指導主任会報告内容（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）												
<p>●関係諸機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調布市教育委員会いじめ対策防止委員会」と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手立てを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員とし、問題の早期解決を図る。 ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署などと連携して対処する。 												
年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	○6年保健 「病気の予防」	○5年保健 「SOSの出し方」に関する教育			○4年保健 「育ちゆく体とわたし」	○2年国語 「せかいじゅうの海」		○「いのちと心の教育」月間		○5年総合 「ネット安全教室」		
生活指導	○生活指導全体会 ○ふれあい月間（アンケート実施） ○あいさつ運動					○ふれあい月間（アンケートの実施） ○あいさつ運動			○ふれあい月間		○セーフティーステップ教室	
学校行事	○入学式 ○始業式				○始業式	○運動会	○展覧会		○始業式		○卒業式	
特別活動	○集団生活のルール ○6年「普通救命講習」 ○1年生を迎える会 ○たてわり班活動					○たてわりスペシャル			○たてわりスペシャル	○6年生を送る会		
道徳	○いのちの授業 「生まれるということ」「よわむし太郎」	○2年 ○3年	○4年		○5年	○1年	○道德授業地区公開講座			○6年		
家庭・地域	○保護者会 ○調布市防災教育の日	○学校公開日 ○個人面談	○保護者会 ○保護司・民生児童委員 保健師・すこやかとの連携会議	○学校公開日		○保護者会 「はしの上のおおかみ」	いのちと心の教育		○保護者会 ○学校公開日		○保護者会	